

各課長 様

総合政策部長

### 令和 3 年度予算編成方針について（通知）

令和 3 年度については、第 5 次白岡市総合振興計画後期基本計画の最終年度となり、計画に掲げる市の将来像「ほっとスマイル しらおか 未来へつながるまち ～うるおいとやすらぎの生活未来都市～」の実現に向けて、各施策の成果を評価する重要な年度である。

一方で、日本全体で進んでいる少子高齢化問題などを背景に社会保障に要する経費が年々増大していることや、気候変動による想定を超えた自然災害の脅威は、本市財政運営に大きく影響を与えているところである。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本市においても「新たな日常」を通じた「質」の高い経済社会を実現するため、継続的な感染症拡大防止対策や新しい生活様式への対応など新たな行政需要が必要となることに加え、地方税や地方交付税の大幅な減収が続くことが予想されることから、更なる財源不足が増大することが見込まれている。

このようなことから、令和 3 年度の当初予算編成に当たっては、長期的な視点を持ち、喫緊の課題に対応していかなければならず、限られた財源の中、「選択と集中」により、効果的・効率的に配分することで、確かな成果へとつなげていかなければならない。

そのためには、職員一人ひとりが市民ニーズや課題を的確に捉え、その必要性や効果を十分に見極めた上で事業を構築されたい。また、変化を恐れず、挑戦する意欲を持って、新たな施策や事業の立案はもとより、既存事業の大胆な見直しや廃止の検討に取り組まされたい。

以上の認識を踏まえ、令和 3 年度予算は下記の方針に基づき編成するものとする。

### 記

#### 1 日本経済の状況及び国の動向

内閣府が発表した令和 2 年 7 月の月例経済報告によると、我が国経済の基調判断は、「先行きについては、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。」とされる一方、「感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。また、令和 2 年 7 月豪雨等の経済に与える影響や金融資本

市場の変動に十分留意する必要がある。」とされている。

また、国は、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」を7月17日に閣議決定し、「ポストコロナ時代の新しい未来」の方針のもと、感染症拡大への対応と経済活動の段階的引き上げや激甚化・頻発化する災害への対応を通じて国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜くとともに、「新たな日常」の実現を目指すとしている。

このように、国においては、新型コロナウイルス感染症拡大による我が国経済への影響は甚大であり、これまで経験したことの無い、国難とも言うべき局面に直面し、極めて厳しい状況にあると懸念されているところである。

本市においても、その動向を引き続きしっかりと注視し、適時適切に対応していく必要がある。

## 2 本市の財政状況及び今後の財政見通し

本市の財政状況については、令和元年度において市民税や固定資産税などの市税が増収となるなど一部持ち直しの兆しが見られたものの、扶助費が過去最高を更新するなど社会保障関係経費が増加したことから、経常収支比率がここ2か年で3.7ポイント増の93.7%となり、財政構造の硬直化が急激に進んでいる。

中長期的な視点では、少子高齢化対策、地域経済対策、公共施設の長寿命化、老朽施設の補修・改修等などにより、市財政は多くの圧迫要因を抱えており、現在の予算配分を続けた場合には、数年後に単年度収支が赤字になる見込みである。

このような状況を踏まえ、これまでにない厳しい財政状況を乗り切るため、現在、将来の財政推計を作成しているが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本市においても、地方税等の大幅な減収が続くと見込まれることや、継続的な感染症拡大防止対策や新しい生活様式への対応など、新たな行政需要が必要となることから、更なる財源不足が増大することが見込まれているところである。

## 3 予算編成の基本的な考え方

令和3年度予算については、社会情勢や将来の見通し、本市の厳しい財政状況を踏まえ、事業の目的やねらい、効果などを明確にし、各部内で十分に議論を尽くした上で編成されたい。

なお、令和3年度予算編成の基本的な考え方は次のとおりである。

- (1) 「第5次白岡市総合振興計画後期基本計画」に位置付けられた事業であっても、原則、一般財源の増額を伴う新規事業は認めない。ただし、部課内で既存事業を削減・縮小することにより、新規事業の事業費を捻出する場合はこの限りではない。
- (2) 行政サービスの向上と住民福祉の増進に努めながら、既存事業の統廃合や見直しにより、財政負担を軽減し、かつ事業の効果及び効率性の向上が図れる事業への転換を積極的に進めること。
- (3) 健全財政を堅持するため、市税収入を始めとした歳入の収納率の向上策や、使

用材料及び手数料、財産収入、広告料収入等の増収策を積極的に検討すること。また、新たな財源創出の可能性を模索するなど、あらゆる創意工夫により財源の創出に努めるとともに、コスト意識を持ち、事業の徹底的な見直しと「選択と集中」を図ること。

#### 4 総括的事項

- (1) 分析結果を踏まえた事業の見直し  
令和元年度の実績及び令和2年度の取組状況を踏まえ、これまでの成果、現状及び課題を分析すること。そして、現状の正しい把握と最新の知見を踏まえた上で、市民の立場に立った事業の見直しや再構築を行うこと。
- (2) 行政評価制度の活用  
行政評価の結果を予算に反映させること。  
事務事業の見直しが必要と評価された事業は、事業規模を縮小させるだけではなく、事業廃止も含めて判断すること。
- (3) 行財政改革推進大綱に基づく歳入確保と歳出削減の取組  
行財政改革推進大綱の3つの基本方針（「効果的な業務運営の推進」、「効率的な組織体制の構築」及び「持続可能な財政運営の確立」）を念頭に置き、さらなる歳入確保と歳出削減に取り組み、最少の経費で最大の効果をあげるべく、一層の創意工夫に努めるとともに、事業の必要性、有効性及び費用対効果も含め、積極的な見直し、再構築に取り組むこと。
- (4) 目的を達成した事業の廃止（スクラップ&ビルド）  
既存事業の見直しを行い、既に所期の目的を達成したものと、情勢の変化等により、事業推進の必要性が薄れたものについては、積極的に廃止すること。  
また、新規事業を実施する場合（ビルド）には、必ず既存の事業を廃止（スクラップ）すること。
- (5) 年間総額予算による当初予算編成と補正予算の限定  
各経費の見積りに当たっては、決算との乖離を分析し、過大な不用額が発生しないよう十分精査すること。  
各事業予算については、年間総合予算として編成し、補正予算は原則として制度改正などの必要最小限のものに限定すること。
- (6) 歳入の確保  
歳入見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入の確保を図ること。  
国庫支出金や県支出金を財源とする事業については、国や県の補助制度の動向を十分注視し、活用可能な制度を適切に予算に反映させること。  
他団体の補助制度の活用事例の情報収集や埼玉県の「市町村に対する支援制度」を参照し、補助対象となる事業は積極的に活用すること。  
ただし、補助事業であることを理由に安易に事業申請を行い、結果として多額の一般財源の持ち出しを招かぬよう留意すること。
- (7) 扶助費の取扱い  
扶助費については、事業手法や給付水準等の見直し、検討を行った上で、対象者

や扶助額について精査し、適正な制度運用に努めること。

(8) 民間活力の活用と連携

複雑多様化する行政需要に対応するため、各種事業の実施に当たっては、市民との協働や民間活力の活用、大学との連携など効果的な事業実施に努めること。

また、各事業において、真に行政が実施すべき事業か否かを十分に精査・検討すること。

(9) 特別会計等の予算編成

財政健全化法に基づき、一般会計に加え、特別会計や地方公社、第3セクターを含めて財政運営の健全性が判断されるため、特別会計については、一般会計に準じて予算編成するものとし、財源を安易に一般会計に依存することのないよう、効率的な運用に努めること。

一部事務組合等については、財政状況、特に将来負担すべき実質的な負債の額について厳しくチェックすること。

(10) 公共施設等総合管理計画などと連動した予算要求

公共施設の修繕や改修については、一時的に多大な費用を要することのないよう、個別施設計画などの各種計画に基づき、維持管理コストの縮減などに努めること。

(11) 会計年度任用職員制度の活用

令和2年度から導入された会計年度任用職員制度は、職の必要性及び常勤職員とのすみ分けを吟味した上で、毎年度、業務内容を設定し、適切な勤務日数・勤務時間となるようにすること。

## 5 その他

歳入・歳出における個別の見積り方法、予算見積書の作成等については、別途通知する「令和3年度当初予算歳入見積書・歳出要求書作成要領」に従うこと。